

議案第29号

久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例

久喜市借楽荘条例(平成22年久喜市条例第129号)の一部を次のように改正する。
第1条中「及び老人デイサービスセンターを併設する老人福祉施設」を削る。
第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 借楽荘は、法第11条第1項第1号の規定による措置を必要とする者及び市長が特に必要と認める者への入所による養護に関する事業(以下「養護老人ホーム事業」という。)を行う。

第4条第2項を削る。

第5条第2項を削る。

第6条第1項中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2項中「前条第1項第2号」を「前条第2号」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条第2項を削る。

第11条中「前条第2項」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の久喜市借楽荘条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定により指定管理者が行った旧条例第3条第2号に規定する老人デイサービス事業に係る旧条例第10条及び第11条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の久喜市借楽荘条例の規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市借楽荘における、老人デイサービス事業を廃止するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。